(派遣元) 公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会 茅ヶ崎市事務所 御中

【記入例】

シルバー人材センターの派遣会員の他、 同じ仕事を行う直雇用のパート従業員 がいる場合の記入例(比較対象有)

(派遣先)

株式会社スーパー〇〇

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

1. E	比較対象労働者の	職務の内容(業務の内容	及び責任の程度)、当該職務の内容及び配置の変	更の範囲並びに雇用形態 【則第24条の4第1号イ関係	3
		<受注件名>	株式会社スーパー〇〇 △△店 商品品出・陳	列業務(青果)	備考
	業務内容	① 職種:	販売・営業の職業		参照: 厚生労働省編職業分類
(1)		② 中核的業務:	小売店品出し・陳列・補充作業員		
		③ その他の業務:	無		※中核的業務以外の比較対象労 働者が従事する業務を記載。
	責任程度	① 権限の範囲:	無(指示された業務を遂行)		
		② トラブル・緊 急対応 :	無(指揮者へ連絡するのみ)		
(2)		③ 成果への期待・役割:	無(ルーティーン業務)		
		④ 所定外労働 :	無		
		⑤ その他:	無		
(0)	職務の内	① 職務の内容の 変更の範囲:	無		
(3)	置の変更の範囲職務の内容及び配	② 配置の変更の 範囲:	無		
(4)	雇用形態	パートタイムを選定した理由	第24 条の4第1号ロ関係】		
	交対象労働者:	パートタイム労働者			
(理日	由)	受け入れようとする。 と見込まれるため	派遣労働者と「職務の内容及び配置の変更の	の範囲」、「職務の内容」、「業務の内容」、「	「責任の程度」が同一である
	<参考:チェ、	ックリスト>			
	比較対象労働	者(次の①~⑥の優先	順位により選出) 対象者の有無	(O or ×)	
1		びに当該職務の内容及 れる通常の労働者	び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一で	×	
2	職務の内容が決	派遣労働者と同一であ	ると見込まれる通常の労働者	0	
3	業務の内容又に常の労働者	ま責任の程度のいずれ	かが派遣労働者と同一である見込まれる通	×	
4	職務の内容及びの労働者	 び配置の変更の範囲が	派遣労働者と同一であると見込まれる通常	×	
(5)		こ相当する短時間・有 常の労働者との間で短 る者に限る。	×		
6	⑥派遣労働者。 者を雇い入れ。 者) ※派遣先の通常	と同一の職務の内容で とと仮定した場合にお	業務に従事させるために新たに通常の労働 ける当該通常の労働者(仮想の通常の労働	×	

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容(昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨)【則第24条の4第1号ハ関係】
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的【則第24条の4第1号二関係】
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項【則第24条の4第1号ホ関係】

待遇のそれぞれ	1を決定するに当たっ	て考慮した事項【則第24 条の4第1号ホ陽	뢷 係】	
(待遇の種類)				
	(有 or 無)	(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮 た事項)
① 基本給		時給 〇、〇〇〇円	労働に対する基本的な対償として支払われる もの	最低賃金の改定を踏まえて、 令和〇年〇月〇日から適用する。
② 賞与	有		職務に於ける業績への貢献に対し支給。	責任・権限・成果・部下数 目標達成度
制度:有·無	無	-	-	_
③ 役職手 当:制度	有		職責に応じて支給	責任度合い・部下数
	<u></u>	-	_	_
④ 特殊作業 手当:制度				
		_	-	_
⑤ 特殊勤務 手当:制度				
有・無	無	_	_	_
⑥ 精皆勤手 当:制度	有			
有・無	無	-	-	_
⑦ 時間外労働 手当(法定割増				
率以上):制度 有·無	#	-	-	_
② 深夜及び休日労働手当(法	有			
定割増率以 上):制度 有・無	無	-	-	-
⑨ 通勤手当:制度	有	実費分支給	通勤に要する交通費を補填する目的	
	無	-	-	-
⑩ 出張旅 費:制度	有			
/	無	_	-	-
① 食事手 当:制度	有			
		_	-	_
② 単身赴任手当:制度	有			
有・無	#	-	_	_
③ 地域手当:制度	有			
有・無	#	_	-	-
14) 食堂:施	有	利用可	業務の円滑な遂行の為	店舗に社員食堂の有無
設有・無	無		-	_
⑮ 休憩室: 施設 有・無	有	利用可	業務の円滑な遂行の為	休憩室設置の有無
旭以 作:無	無		-	_
16 更衣室: 施設 有・無	有	利用可	業務の円滑な遂行の為	更衣室設置の有無
	無	_	_	_
⑦ 転勤者用 社宅:制度	$\overline{}$			
有・無	無	_	_	_

18 慶弔休 暇:制度	有			
暇:制度	無	_	_	_
① 健康診断に 伴う勤務免除及	有			
伴う勤務免除及 び有給:制度	無	-	_	_
20 病気休 職:制度	有			
職:制度	無	-	_	_
② 法定外の休 暇(慶弔休暇を	有			
暇 (慶弔休暇を除く):制度	無			
② 教育訓 練:制度	有	1年に一度、希望者に接遇研修(毎年 同内容)	定期的なスキルアップ研修	個人の業務レベルの向上
	\sim			
有・無	無	-	-	_
有·無 			-	-
名・無 ② 安全管理に関する措置及び 給付:制度 有・無			-	
有・無 ② 安全管理にびいる 音楽 を	有		-	-
有・無 ② 安全管理に 関する措制度 給付:無 有・無	有無		- - -	-
有・無 ② 安全 管置 理 なび 給付・無 退制 職 度	有無有	-	_	-

※ 提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合、比較対象労働者の選定が不適切であった場合等については、労働者派遣法第26条第7項違反として、派遣先(労働者派遣の役務の提供を受ける者)の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※派遣元は、派遣先から提供された比較対象労働者の待遇等に関する情報のうち個人情報に該当するものの保管及び使用について、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限ること。個人情報に該当しない待遇情報の保管及び使用等についても、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限定する等適切な対応が必要となること。また、比較対象労働者の待遇等に関する情報は労働者派遣法第24条の4の秘密を守る義務の対象となるため、派遣元は、正当な理由なく、当該情報を他に漏らしてはならないこと。これらに違反する派遣元は、指導等の対象となることに留意すること。